

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-6)

2. 日時

令和3年8月10日(火) 13時30分～14時50分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、
鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表
(R3/8/10) H-21021-3

資料2: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表
(R3/8/10) H-21022-2

資料3: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表
(R3/8/10) H-21024-1

資料4: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表
(R3/8/10) H-21026

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい規制庁ウツミです。それでは定刻になりましたので、本日の面談を始めたいと思います。本日は、令和2年2月25日付で申請があり、
0:00:15	令和3年5月31日付で第1回補正がありました原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画第5次申請につきまして、
0:00:29	申請書及び面談資料をもとに事実確認を行うものでございます。
0:00:35	それでは事業者の方から資料につきまして説明
0:00:42	原子燃料工業の藤原でございます。
0:01:15	資料四つ、過去の資料にわたって回答という形になっておりますが、
0:01:25	それぞれ719、7月19日のコメントに対するとして、資料でございます。
0:01:34	一部ですね資料をまとめた形によりまして来回答のほうですね見直し取りですね、あと申請準備の過程でですね、若干と記載をですね見直したような部分もございまして、そういったところは赤字
0:01:54	の表記させていただいております。
0:01:57	この内容につきましては割愛させていただきたいと思います。以上でございます。
0:02:04	規制庁のウツミですありがとうございました。それでは規制から確認のほうに移りたいと思います。
0:02:11	最初のほうから、
0:02:16	規制庁ざるです。それでは順番に7月19日の回答に対して、時から確認したい事項をお伝えしますが、
0:02:30	まず0719の70。
0:02:34	回答としては606176月17日の十八番にされた通りで回答次第いただいております。
0:02:44	各燃料物質を取り扱う連続焼結炉等の設備機器については、外的事象に対して構成機器を含め安全機能が損なわない設計ということに対して説明をお願いします。
0:03:00	説明が外的事象により損傷の恐れがあるというような状況のものが該当のところ副含まれているんですけども、その部分が緊急遮断弁より上流側、
0:03:16	という安全機能を有する施設ではないですね、緊急遮断弁より上流側についてということであれば、説明部分が、その部分について説明しているということを確認してください。
0:03:33	ずっと、もう一つ続けますけれども、0719の72番。
0:03:40	これも同様でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:44	今お伝えしたことと同様でございます。まずここで一度止めたいと思います。
0:03:52	原子燃料工業の亀井でございますと、ただいまのコメント拝承いたしました
0:04:02	関連有する
0:04:04	安全機能を有する施設としてこれではないと考えている部分と、まあ連続焼結炉のその他構成機器としてその一部であると。
0:04:14	部分について範囲を明確化いたしまして、連続焼結炉の構成機器につきましては核燃料物質等取り扱う。
0:04:25	この設備機器の閉じ込めとか火災爆発防止の安全機能を有しておりますので外的事象、
0:04:34	aに対して、そういった安全機能を
0:04:39	損なわないと。
0:04:41	というような説明にちょっと整理し直したいと思います。以上です。
0:04:49	規制庁座です。
0:04:52	よろしく申し上げます。
0:04:54	続きまして、0719の73番の確認です。
0:05:01	所例説明にですね。
0:05:04	電気ノイズによりメカニカルリレーが誤作動することがないということについても触れて説明してください。
0:05:15	ここで1回切りたいと思います。
0:05:20	はい。
0:05:22	車両工業でございます。ご指摘の点につきまして拝承いたしました。
0:05:28	規制庁座です。続きまして、
0:05:31	0719の81、これは6月17日の23番のところで答えを回答いただいているところですが、
0:05:43	循環水冷却システム意識をですね、連続焼結炉の安全機能として整理しないという場合には、全然当該部分のですね、連続焼結炉への波及的影響について説明をするようにお願いします。
0:06:02	ここのところの整理としてはAと同様な設備が他社の事例を紹介しますと、
0:06:10	MNFでも同様の説明がございます。
0:06:13	メールでは波及的影響考慮して焼結炉周りの循環水量以下各システムについては、安全機能を有する施設として向性連続焼結炉の構成機器としてですね、
0:06:29	指定管理されているというような状況でございません。
0:06:34	ここで1回切りたいと思います。
0:06:42	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	原子燃料工業でございます。ただいまご指摘いただきました事項につきまして拝承いたします。補正にて範囲で反映いたします。
0:07:12	規制庁材です。よろしくお願いいたします。続きまして、0719-8に06月17日の28番で回答いただいているものですが、
0:07:26	ここなんですけれども、使用表。
0:07:31	のみならずですね、本文図面においても記載していただきたいと考えていっているんですけれども、そういう認識で回答をつくられているってということでよろしいのでしょうか。
0:07:46	原子燃料工業上村でございます。今我々のものを回答の中での整理ではあくまで使用表の表の中での御説明とさせていただいております。基本的にはですね添付図のほうがですね、
0:08:01	検査の方ですね、携帯、
0:08:05	なんて言うんですかね
0:08:08	信号と系統図の検査を一連やるにあたって、高覧事象までは含むか含まないかとかですねまあそういったところをちょっと気にしてのことで、コーダ事象まではあえて書かなかったというところの整備でございます。ただ今のご指摘を踏まえまして、ちょっと多少
0:08:27	完全にそのフロー図として後段事象まで完全にそのリンクさせるような書き方ではなくてあくまで児童地層ガス切替機構のほうですね、県域緊急遮断弁が閉じた後の児童窒素ガス切替機構のサトウが起きるっていうようなイベントが起きるような旨ズのほうに記載したいと思います。
0:08:45	以上です。
0:08:47	規制庁サービス。
0:08:49	今の御回答で
0:08:55	回答でいいかというかですね、こちらの認識としてあってるかどうかも今一度確認しますけれども、一応その方向で検討ください。
0:09:07	続きまして、
0:09:09	0719-8G13ですが、
0:09:15	これ根ですけれども、気体廃棄設備のダクトへとあと可燃性ガスの配管、浄水配管、循環水配管の取合部については、本文図面において、
0:09:31	と明確にしていっていただけるとい回答の認識でよろしいのでしょうか。それと循環水についてはバルブ閉止のみ説明されているんですけれども、これらのポンプの停止もあわせて実施する必要が
0:09:48	あるのではないのでしょうか。
0:09:51	というところが確認事項です。ここで1回切りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして承知いたしました。
0:10:09	続きまして、0719 の 89 です。
0:10:17	当波及的影響についてなんですけれども、補足資料の 0719 の 86 に耐震評価の観点から切り離し箇所は適切かどうかなどについて等が説明されていないというふうな認識なんですけれども、
0:10:37	説明していただくと、説明をしていただくようお願いします。
0:10:46	ここで 1 回切ります。
0:10:51	原子燃料工業の下記の木でございます。切離し仮称の御説明でございますがこちらですねちょっと説明資料ではちょっと臨界流てなかったんですけども 0719、補足説明資料で 0719 の 83 万の
0:11:09	資料 2 ですねと切り離しの箇所を
0:11:14	戒告面がございまして、こちらの図等ですね併用した上でですねと。
0:11:21	この切離しですね
0:11:24	箇所、それからそれが適切であるかという説明をですね追加するようにしたいと思います。
0:11:30	以上です。
0:11:35	はい。
0:11:36	規制庁ドレスちょっと少々お待ちください確認します。
0:11:41	この
0:11:46	35 ページです。
0:11:59	あれば、規制庁の原燃工各ケースの 35 ページになります。はい規制庁澤邊です。これは
0:12:10	桐原らしい。すいません切り離し箇所というのは、本文図面でも明確になってされるということによろしいんですよね。
0:12:22	原子燃料工業の柿木でございます。こちらですね離隔の切断のところはですね本文図面のほうに格上げということで考えてございます。考えで失礼しました本文図面で記載すると。
0:12:37	お答えいたします。よろしく申し上げます。
0:12:41	規制庁ざるです。それであれば理解しましたので、そのものがわかるような回答資料にさせていただくようお願いします。
0:12:55	平成燃料工業の書き納期でございます。承知しました。
0:12:59	以上です。
0:13:03	規制庁座です。続きまして、
0:13:07	0719-90 日です。
0:13:12	これ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:15	こちらからのコメントに対してですね、閉止位置を踏まえた溢水影響評価について、該当部分に説明されていないという認識なんですけれども、
0:13:28	どこか別で御説明されているということでしょうか。
0:13:33	原子燃料工業の藤原でございます。719の85-1個質問がですね類似の質問でそちらで答えたというふうに私は認識してなんですけど、よくよく見ると、ちょっと回答が不十分でございましたので、
0:13:50	もう最終的な申請時にもう一度きちっと課からの回答させていただきたいと思いますが、この場で口頭で御説明させていただきますと、溢水の評価自体はですね、場所を限らずに1階の同じ区画内で
0:14:09	最大の溢水量でやっておりますので、一応評価自体はですね、どこを離隔しようが、同じ保守的な評価になっておりますので、評価自体が影響しないということになります。以上です。
0:14:26	規制庁材です考え方は理解しておりますので、あと名07219の85番というところの回答も、これで納得してございますので、今の
0:14:40	91番のところの回答を御がですね読めるようにしていただければと思います。CLO工業藤原でございます。承知いたしました。
0:14:52	はい。
0:14:53	続きまして、0719-156、6月29-20300回答いただいているものですが、
0:15:03	これもちょっと先ほどのコメント等類似なんですけれども、循環水同じですねブランド循環水系統だとかジュース浄水系統ですね、安全機能として整理しないという場合はですね。
0:15:19	関連する設備機器への波及的影響について説明するようにお願いします。
0:15:25	後で限りますが、
0:15:32	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
0:15:44	原子燃料工業藤原でございます。ちょっと一点御確認させていただきたいんですが先ほどのご質問少し書いた関係するんですが、その波及的影響というのは例えば
0:15:58	破断した場合、溢水が飛ぶ飛ばないってということとかですね。
0:16:04	は、あと配管が落下とかそういったところのあくまでも建物内での事象ということでしょうか。
0:16:17	建物内っていうのも安全機能を有する施設としてノミネートされている施設に対して影響がないというところを説明していただければ、結構です。
0:16:41	原子炉工業藤原です。承知いたしました。
0:16:47	続きまして、0719の160、6月17日の45番で回答していただいているものなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:59	回答対応の説明で輸送容器が設工認対象外であり、保安規定に定めて管理する際、対象である。
0:17:09	ということ明記するとあるんですけども、この案の設工認対象外とする根拠、どういう状況になったら設工認対象になるのかというところの説明をしていただくようにお願いします。
0:17:27	ここで書いております。
0:17:32	原子燃料の理事の工業の風です。都市、こちらにつきまして申請書の本文つまり申請書最初の別紙の辺りに、その旨、
0:17:48	植木氏、
0:17:49	するという整理でよろしいでしょうか。
0:17:55	規制庁座です。通す明記する箇所は考えていただければいいと思いますけれども、基本的に過去のNISA文書に従ったコアの取り扱いというような内容になるということの認識でいいですけどよろしいですか。
0:18:14	原子燃料工業のガラス案、徐々にさ文章に従いまして
0:18:21	各年度場所容器に収納した状態で長期間1年を超える期間ちょうどしないというところから、
0:18:30	ヤマカワ式であるというところから磁性こういう申請対象とはしないという考えのもとでそのような説明を申請書の本文の中でしたいと考えています。
0:18:44	規制庁材です勘案の記載内容だとか考え方については、その通りだと思う。認識していますので、あとどのようなところでどう記載するかと分けあの検討いただければと思います。
0:19:00	人間性の工業の回数承知いたしました。
0:19:06	続きまして、
0:19:08	2点、続けていきますけれども、0719の161、6月17日の76番で回答いただいているものです。
0:19:21	この
0:19:23	回答において、本件の
0:19:26	原因であります、その数値についてチェック済みと認識したことから、表の体制んたい。体裁のみチェックした。
0:19:36	ということに対する再発防止対策が説明されていないという認識でいます。
0:19:43	それともう1点、0719の162、6月29日の計11番で回答いただいているもので、
0:19:52	消防法施行令第20条第3項に準拠した資料として説明されておりますけれども、高圧放水時について、説明はされていないという認識でおりますけれども、これらについて説明をしていただくようにお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:12	ここで一度切りたいと思います。
0:20:15	原子炉工業終わら単位でございます一つ目の御指摘に関しましては申し訳ございません。ちょっとあの記載が足りなかったというふうに考えてございまして、本件ですね、不適合管理した上で、社内の申請書の作成の手順一定チェックの観点等々にですね。
0:20:33	表大きく体裁変更した場合は従前に数値を確認していたとしても、修正後にもう一度必ず数値を確認するというふうに手順書の改定してございましてその旨追記させていただけたらと思ってございます。以上でございます。
0:20:49	規制庁ざる研修今の点については了解しました。
0:20:56	現車両工業の井上でございます。2点目の買出し気象をポンプの件でございますけれど、これもちょっと説明が不足しておりました企画放水量につきましては、障防法施行令第20条第3項に
0:21:12	規定されてるんですが、高圧法推移については、障防法の解消例の
0:21:19	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令のほうに定めておりますので、感謝をポンプの使用表の中でこの動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令を
0:21:32	引っ張って引用してそれに基づいて、5月補正のほうが定めているというふうな記述にして補正触れ合いいたします。以上でございます。
0:21:43	規制庁悪さを
0:21:46	手術修正というか補正の方向理解しましたので、その方向で対応いただくようお願いいたします。私のほうからは以上です。
0:21:57	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。
0:22:03	原子力規制庁の吉村です。
0:22:08	確認事項続けます。
0:22:11	私の方から耐震に絡む
0:22:15	関係を中心に今から
0:22:20	確認事項申し上げます。
0:22:23	まず1点目ですが、
0:22:27	番号で言いますと、104番ですね、これは
0:22:32	いわゆる日避難経路に影響するダクトの幅とか外径というものを
0:22:42	どの範囲が影響するかというのを定めてますがその根拠について御回答いただいた内容では、
0:22:51	一般成人の指示肘高さ傷支持柱の高さっていうんですかね。
0:22:58	そういったものを基準に制限値を設定したということ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	が回答がありますが、ちょっと妥当性の判断をするのに言う大してちょっと情報が不足してますので、
0:23:14	例えばよくこういったものを参考にするのが例えば震災とか防災とか、
0:23:21	そういうところですね具体的にどうい
0:23:25	どういう事例があって、どういう管理。
0:23:28	どういう事例があったのかとかそういったものが参考になるケースがあります。もしそういったものがあれば、
0:23:34	ちょっと説明に付け加えていただきたいと思います。
0:23:39	それからちょっと関連してこれちょっとこの 104 番じゃないんですが 102 番の
0:23:46	回答でやはり
0:23:49	ダクトに対して避難経路の観点で
0:23:55	どの範囲を加えるかという中に、
0:23:58	施工の煩雑性というのも考慮っていう
0:24:02	内容がありましたのでこれは具体的にどういうことを
0:24:07	意味しているのかアースへと説明をお願いしたいと思います。
0:24:15	でもちょっともう 1 個もう 1 点ちょっと別の観点ですが、ちょっと質問内容について先に
0:24:23	御説明します。
0:24:25	2 点目ですが、
0:24:27	112 番で、いわゆる
0:24:34	波及的影響の範囲というものを確認させていただいた中に、
0:24:41	第 1 廃棄物貯蔵棟、これは第 2 類なんですけど。
0:24:47	そこに僅差隣接して、緊急遮断弁、第 1 類が、
0:24:53	設置されてます。これの波及的影響について、前回遠いをしたつもりですが、回答があり内ありませんので、
0:25:03	回答をお願いしたいと思います。
0:25:07	それからこの波及的影響に関して、一応回答にある内容、
0:25:14	で、
0:25:15	もう検出確認なんですけど、
0:25:19	本体、多分買い取って本体っていうのは焼却炉のことだと思いますが、
0:25:25	本体を守るための附属設備、これは緊急遮断弁
0:25:31	だと思います。
0:25:32	は本体の破損による波及的影響は考慮しないという。
0:25:39	回答がありますが、
0:25:41	これはですね 1 から成る規則とか、技術基準とか、もしくは強化。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:49	等で、
0:25:50	耐震設計方針っていうのを定められていると思いますがどういった
0:25:55	ものに基づいてこういう条件が設定されたのか。
0:26:02	それと、
0:26:05	こういった状態のときにですね、波及的影響を考慮しなくてもいいという理由について、
0:26:13	これ具体的にこれ
0:26:17	回答によりますと破損の順番みたいなことを書いておりましたが、
0:26:21	実際に地震時にこういった破損状態が生じたときに、
0:26:26	考慮しなくてもいいという、
0:26:28	しなくても問題ないということをちょっと事例を持って説明していただきたいと思います。
0:26:34	ちょっとここで一旦切ります。
0:26:37	確認があればお願いします。
0:26:41	原子燃料工業上村でございます。まず最初にご質問いただきました避難経路関係のご回答させていただきます。まず来何経路の際にですね避難可能なダクトの高さというところでいろいろちょっと我々のほうでも法令関係等ですねいろいろ
0:27:01	調べては見てはいるんですけども、なかなかきちとした法令上の
0:27:08	避難経路を阻害するような高さっていうのは明確に決まりがないところがございます。なかなかその防災震災関係のものもちょっと見てはいますけれどもなかなか数字としてはなかなか出てこないというのがちょっと実態です。
0:27:24	したがってちょっと人間工学的なところの文献としてですね御説明さしあげてます。日の高さですね、まず一筆作業の基準高さというところまで適用させていただいたと。
0:27:40	いうところでございます。ちょっとこちらは間接的にはなるんですけども、一つ乗り越えられる高さという観点でですね、例えば建築基準法ですとかに書いてとかのバルコニー等に策ですね、落下防止の柵を設けたりとかっていう。
0:27:59	基準がございます。こちらに関しましては高さが 1.1m 以上という決まりがございますけれども、要はそこから矩乗り越えにくいような高さの基準として 1.1m という数字があるかなというふうに解釈をしますと、
0:28:16	今回設定させていただいてる数字というものがこれよりも低いというところの考えてるところも一つ検討の資料の中に入れていたところがございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:28	もう1点目ですねご質問いただきました施工の煩雑性というところのちょっと御説明ですけれども、今回ですねいろいろ避難経路の阻害するダクト或いは第1類の設備機器に影響を及ぼすダクトと、
0:28:44	いうところで細やかに提起していけばですね一類とかですね3類とかっていうとか細切れになってしまうというところで、実際これはもうどちらかという、工事の関係になってくるんですけれども一類と3V-
0:29:01	施工の検査とかですね、工事の仕方とかっていうのもそれぞれ変わって参りますので、そういったちょっと管理上の煩雑さというところも踏まえてですね、広めにこちらのほうは、どちらかと一類の方を
0:29:18	の適用を広めにとるといようなニュアンスで書かせていただいたというものでございます。避難経路のところに関しましては以上が回答になります。
0:29:33	現指定の効力条例でございます。もう1点のほうなんです、ちょっと回答のほうですねいろいろこちらのほうで書かせていただきましたけどちょっと再整理したとしましてええとですね我々のほうの考え方も貯水再整理しまして、
0:29:49	もともと第1廃棄物貯蔵棟第2類でございますが実力的にはですね、倒壊しないと2次設計では倒壊しないということになった経結果出ておりますので、
0:30:07	まだ一類設備への波及的影響がないというように考えてございます。
0:30:14	東亜焼却炉につきましてもですね、これそんで設備では中にございまして、外にあるものにつきましてもですね、十分影響がないということでございます。
0:30:27	ちょっと回答のほうはですねもう一度整理した形ですね
0:30:34	回答きちっと書かせていただきたいと思います。以上です。
0:30:39	規制庁のヨシムラですね、今御説明
0:30:43	内容で解約
0:30:46	わかりました。加力部分もありましたので、その辺ちょっとまとめてもう1回書面にて回答お願いできればと思います。
0:30:58	建物については具体的に評価した事例があればそういったものを示していただいて問題ないという
0:31:05	ことを示していただければと思います。
0:31:10	それでは確認事項続けたいと思います。
0:31:14	次は一応確認本当の確認なんです、どんな番号で言いますと119番。
0:31:21	で、これは
0:31:23	いわゆる片持ち梁で評価をする部分っていうのが、
0:31:28	あるということですがそういったモデルを使ってやれば保守的であるということでは回位はしてます。
0:31:38	1点気になるのは、等分布荷重のはりモデルを使っていますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:45	もしですね例えばバルブみたいな集中荷重があった場合に、
0:31:50	これが保守性が保たれるか。
0:31:53	がちよっと
0:31:56	ケースバイケースになるかと思うなるかと思しますので、そういったものの有無も含めて確認説明をお願いしたいと思います。
0:32:05	原子燃料工業の上村でございます。先ほどのご質問いただいている方持ち梁の適用のところでございますけれども基本的には分岐部等ですね、なかなか両側では支持がとれない場合っていうのもございますので、そういった意味では、片持ち梁で
0:32:23	一番保守的な方法で評価するということはお示している通りでございます。ご指摘いただいた集中化ちゆうの点に関しましては集中化中の適用に関しまして、式の方ですね重量の費用。
0:32:40	補正するような格好で今回の基本方針書にも示してございますけれども、片持ちばりでの標準支持間隔を出した後にですねさらにその集中荷重での補正をかけてさらに徴収支持間隔のうちちょっと短く評価するということで、さらに保守的な評価
0:33:00	をしているということでございます。以上です。
0:33:04	規制庁の石村さん、今の考え方は領収わかりました補正書けてるっていうことであればそれで結構です。
0:33:12	次にですね 124 番の回答ですこれもやっぱり配管の耐震重要度分類で、
0:33:22	これはちょっと一つの回答内容に関してちょっと幾つか確認事項がありますので、
0:33:29	ちょっと続けて申し上げたいと思います。まず
0:33:33	今回の回答はですねいわゆる
0:33:40	検索説明のところなんだと思えますけど、ウラン粉末回答の中にですね。
0:33:45	ウラン粉末を含む循環水のうち、標準支持間隔を超える長さの配管を
0:33:53	耐震重要度分類第 1 部とするというそういう回答が今回、
0:33:59	あるんですけど。
0:34:01	もうまずですねクラウドでもちょっと確認しますが、
0:34:06	ここで言ってるウラン粉末を含む循環水ラインって言ってるのは、今回補正した補足資料をつけていただいています、
0:34:14	その中のどこの部分を言っているのか。
0:34:19	まずこれが 1 点ですね、それからですね。
0:34:22	標準支持間隔を超える場合に耐震重要度分類を第 1 類するっていう考え方は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:31	これは
0:34:33	やはり先ほどと同じなんですが、波及的影響となります。
0:34:37	どういかなる耐震設計方針に基づいてこういう考え方が押し主大洲Aと設定してるのか。
0:34:47	それとこれ附属書類ではこういう場合はですね。
0:34:54	初旬か支持間隔の確保ができない場合は詳細解析モデルにより支持間隔を設定すると書いてあるんですが、これ、この方針と今のこの方針。
0:35:04	整合しているのか。
0:35:07	ちょっと附属スリーブの書き方と、基本方針と異なっているような気がしますので確認。
0:35:14	説明をお願いします。
0:35:17	それと関連してず事項なので続けて申し上げますが、
0:35:24	このセンターです検索
0:35:27	装置ナンバー2-1の配管っていうのは、これの管理番号と2083番で使用表で言うと、
0:35:35	218ページに使用表がありますが、
0:35:37	そこにはですね耐震重要度分類第1類で標準支持間隔以下で指示すると。
0:35:45	書いてあります。
0:35:47	だから許可でも
0:35:49	特に分類なくですね県福岡のほうは研磨設備という言い方なんですけど、現場設備の配管は耐震重要度分類第1類と、
0:35:57	なってますが、これ等、
0:36:01	今いただいている回答とか不足説明資料の
0:36:06	説明と必ずしも一致してなくて3類Ⅱと分岐し分類一律30分類してるというような考え方を持ち込んでますので、これ。
0:36:19	が使用表とか、許可通す。
0:36:24	この説明今回の説明が整合してないように思いますのでそれについても説明をお願いします。
0:36:31	それから
0:36:35	あわせてですね先ほどどのラインがのこってんのかっていうのが質問しましたが、補足し今回補足資料の中に系統図、
0:36:46	ですね、120の図の班の2Pの節の19-2っていうことで、
0:36:51	系統構成図をつけていただけてますが、
0:36:56	ここに配管ラインは農村装置類も含めて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:02	オーバーフローとかいろいろもしくははい。背景のほうに行くラインとかいっぱいありますので、
0:37:08	これは漏れなくですね、ここに記載されてる配管タンク類については漏れなく、
0:37:14	耐震重要部の分類がわかるように示していただきたいと思います。
0:37:21	ところここでちょっと言ったんだっていいますので確認があればお願いします。
0:37:28	原子燃料工業カメラでございます。先ほどヨシムラ様から御指摘いただきました3点ですね。いずれもちょっと我々の回答の記載がちょっとまずかったというまずか表現がよくないというところがございましたのでお答えさせていただきます。
0:37:45	補足資料ですね 0719-124 の中にですね配管のII層名図が入ってございませうけれども、今回ですね、ちょっと正確に5時ですよ。
0:38:05	48 ページでございます。はい。アイソレ図が右側の欄に書いてございますので、色分けで黒と赤と緑ということで赤が一類緑が3類ということで書かせていただいていますんで、ちょっとこちらのほうでですね、ちょっと表現させていただいたかったものと、
0:38:25	つきましては、今回この黒と赤、ちょっとちゃんと正確にお答えしますとどちらも耐震重要度分類が一類になりますんで、標準支持間隔の中でですね、ある程度も一類の太さによって標準支持間隔がもうレベルをわかっていますね。
0:38:45	それはもう附属の3-3の配管の耐震基本方針書のほうに記載させていただいていますけれども、
0:38:52	この中で先ほどの絵の中でですね黒く書かれている配管、この系統についてはですねもうそれよりも短いというところですのでお互いその装置をつなげる配管が配管、
0:39:10	すみません標準支持間隔よりすでに短かったものですから、基本的にはもう満たしているというようなところをちょっと一類でないというようなちょっと言い方になってしまったということが事実でございます。厳密には当然どちらの黒い配管もですね短いとはいえ耐震重要度分類一類という
0:39:30	作りになりますので、ちょっとこの辺は表現をちょっときちんと改めさせていただきますまして、ご回答さし上げるとともに、訂正させていただきたいと思います。今の誤開等でご理解いただけましたでしょうか。
0:39:46	規制庁のヨシムラですが、
0:39:52	私の質問の中最終でウラン粉末を含む循環水っていうのはこれは全体のことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:01	ちょっとここで議論するというとあれなんですけど会長正しい回答いただいてですね、もう1回ちょっと確認させていただきたいと思うんですが、基本的には標準支持間隔の話と耐震重要度分類の話はリンクするものでありませんので、
0:40:18	そこんところをちゃんと理解した上で
0:40:23	ここ全体的に整理していただきたいと思います。それと
0:40:30	例えば研磨回収装置とかパッケージの中にタンク類とかいろいろあるものについては基金についても重要度がわかるようにしておいていただければと思います。
0:40:40	いずれにしろ、これについては整理した上で回答していただいた上でこちらのほうでもう一度確認させていただきたいと思います。
0:40:49	健康上村でございます。承知いたしました。いただき補足させていただきます黒い入ったんですね、裏廃液と書かれているもの、オーバーフロー配管と書かれているもの、あとドレン製配管という書かれているものを見つつ、三つともですね裏を含め、以下になりますので、耐震重要度分類チリとして扱っております。
0:41:08	ご指摘の点、承知いたしましたコメント回答のほうですね資料修正させていただきます。以上です。
0:41:19	それでは続けたいと思います。
0:41:22	次はですね 125 番の
0:41:30	いわゆる標準支持間隔の、
0:41:33	適用除外に関してですね、どういう配管系を基準にするかということでご回答いただいた中ではいわゆるはい。
0:41:47	管自体の機能を根拠としている。
0:41:51	空調衛生工学会の基準が適当という。最終的に
0:41:56	エいくつかか界とかはれてますが、結論としてはこういう結論になってますが、
0:42:02	ちょっとこの結論がこれにでは適当だということはこれだけではちょっと十分ではないと思います。まずもう一つは配管自体の機能本機能でを優先するというような導き方になってますが、これもちょっと具体的にどういうことを
0:42:20	を根拠にしてんのかわかりませんので、これもう少し十分な説明が欲しいと思います。併せてですね。
0:42:30	もう一つがよく一般的に、
0:42:35	設計震度なんかでよく過去事業で使われてるんですけど、建築設備の耐震設計。
0:42:43	耐震設計指針とか、施工推進、これは 2014 年に改正が行われてますが、
0:42:51	これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:53	今回御回答いただいたままの調べて報告していただいたと思うんですけど回答いただいた通り、
0:43:01	いわゆる 3.11 の設備費がいいよ反映した見直し。
0:43:07	見直しによっていわゆる的上場がいいの範囲を重大だと。
0:43:13	損傷が出てるケースもあるんだけど、もう少し限定するということで、いわゆる
0:43:18	私こちらから見れば、より保守的奇異な見直しがなされていると。
0:43:23	いうふうに理解してます。
0:43:25	それにもかかわらず、
0:43:29	いわゆる空調
0:43:30	空調空調のほうの
0:43:33	基準、これを使うということを適用がきちよ適正であるということについて、
0:43:39	その適用理由、それからそう言った方針について。
0:43:45	再度説明をしていただきたいと思います。思います。これについても回答いただいたところでもう一度、
0:43:51	回答について確認させていただきたいと思います。
0:43:54	ここで切ります。
0:43:58	原子燃料工業上村でございます。ご指摘いただいております、てんですけれども、ちょっとなかなかお互いオーバーシーズGというものと建築設備耐震施工指針というものをそれぞれちょっと違う異なる学協会いたしているものですから、なかなか
0:44:15	お互いの言ってる市町っていうところが、なかなか解釈が難しいところがございますけれども、今回ですわ我々の整理をちょっともう一度改めて御説明させていただきます。まず我々が標準支持間隔法としていろいろ適用をしています。もしSG-002 のほうですね。
0:44:35	こちらのほうの記載を見ますと、松葉の回答にも書かせていただいております通り、配管自体にまた店がありますので、50 以下の配管については、基本的には耐震措置は不要だということをやっていますこれはどちらかというのですね費。
0:44:51	もともと配管の評価に関しましては、曲げによる曲げモーメントによる座屈の部分で或いは耐震の指示の部分ですねサポートをとっている部分についての評価大きくこの 2 点評価することになると思いますけれども、
0:45:07	こちらの生成Cで言っているの 50Aかっというを知っているのは曲げモーメントのところの評価としては、配管自体は破損しないよというようなことを行っているところ当社としては理解しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:22	一方耐専施工建設建築設備の耐震施工指針の方で記載されてますところ、またこの 2014 年版から以前の経緯からもいろいろ検討していきますと、もともと耐専施工指針自体はですね自重支持
0:45:40	の規定がもともと 50 円以下の配管についてもありまして、ジュシ実際とていれば、破損しませんよといったようなもとの規定になっていたかと解釈します。その中でですね今回 2014 年版の改定の中で、
0:45:56	10 年版の空力にも記載されておりますけれども、今回の 3.11 の麻痺し、震災の被害を受けて見直しているというところに行き着くわけでございますけれども、ゆくゆく記載を今見ていきますと、壊れているのは、どちらかとか配管そのものではなくてですね。
0:46:16	知事の部分のボルト類、吊り指示はそういったところが被害が出ていると、どちらかという勤が脱落して落ちてしまっているというような被害がほぼ支配的である 99 割程度等確か。
0:46:33	記載があったと思いますけれども、そういったところがあります。従いましては基本的に今回耐震施工指針の方で見直している 50A から 40 円と言っているものに関しましては、指示の負荷をやわらかい和らげるといったラインですかね。
0:46:49	重量まあ下げるという意味で 50A から 40 円以下に見直したというふうに我々のほうとしては解釈をしているわけでございます。従いまして我々としてもですね 50 以下耐震措置は不要というシーズのガイドラインに従いますと、
0:47:06	いう記載はございますけれども、全くもって指示しなくていいというようなことは全く考えておりませんで、基本的には配管の曲げモーメントとしての評価、ある意味標準支持間隔の規程そのものは適用しないですけれども、
0:47:22	サポートの支持の観点では当然耐震に持たせる指示は適切に行うといった趣旨でございます。従いまして基本的にはその曲げモーメントの適用の有無といったところで我々としてはその 50 以下
0:47:39	であるというところに関しては適当であるというふうに考えて整理したもので書いてございます。ちょっとなかなか治療文書の並びとかですねちょっと難しいところございまして表現が難しいところがありますけれども
0:47:56	お話したいした内容としましては、以上になります。
0:48:04	規制庁の吉村です。
0:48:09	そちらのほうで主張したいという理由については
0:48:15	わかりましたけど、いずれにしろ
0:48:19	企画基準的な観点から言えば、付す的なものをとるというのが基本。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:26	的な必ずしも全部すべてというわけでありませんが基本的な原則だと思いますので、それについてその理由、今回も書かれてますがそれと具体的 2 とってる実際にはもう耐震上問題ないような対策をとられてると思うので、
0:48:44	具体的にこういう指示をやってるので問題ないということはある程度具体的に示していただいた上で、ちょっと判断したいと思います。
0:48:57	よろしくお願いいたしますと思います。
0:49:03	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
0:49:15	原子燃料工業上村でございます。承知いたしました基本的にはですね指示のとり方のところでですね基本的には標準支持間隔、今直接的には関わりませんが、指示の固定の部分ですね。
0:49:32	の強度に関しましてはまた、今回第 3 類の適用になりますので、また 3 類の地震力に耐えうる具体的な弾性範囲におさまるようなもの部材がおさまるもの、或いはそのアンカーボルト、固定ボルト等が引抜きせん断等に耐えるもので、そういったところでの表
0:49:52	かというところで考えておりますのでこちらの方はですね補足附属資料 3-2 のダクトの来耐震基本方針書のほうに今回補正の高校で記載をさせていただこうと考えております。以上です。
0:50:08	はい。わかりました。書面で回答よろしくお願いいたしますと思います。
0:50:16	それから耐震関係とちょっとスズキ最後に 1 点だけなんですけどこれは中身というよりも 127 番。
0:50:24	のところですね、これ
0:50:27	配管に関する私と質問ですが、挿入という言葉だけしか書いてなくて挿入ということは補正で反映するという意図だと思いますが、私の方の質問は例えば解析コードを使ってることはどこなんですかという質問をしているので、
0:50:46	具体的に回答できる部分もあると思いますのでそれは事前に書面の中で回答をしていただきたいと思います。以上です。
0:51:01	原子燃料工業上村でございます。すいませんあのご指摘いただいた点ですねちょっと簡単に挿入という形でいただきました実際ですね、今回
0:51:12	大会し解析コードですねいろいろ使い分けがございまして今回気体廃棄設備、かなり系統多くございますので、なかなかちょっと列記するちょっとスペースもないというところで、補正のほうですね記載させていただこうと考えておりました。
0:51:27	今ちょっとこちらのほうで、資料のほうですね、共有できる準備をしておりますけれども、もしあれでしたら、今御説明さしあげたいと思いますがよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:40	御説明していただいてもいいけどそれを資料にして、添付して出してください。資料がですよ。資料細かい点があると思いますので、ちょっと私のほうで書面で確認したいと思いますので、
0:51:56	そのとき回答いただければ結構だと思います。
0:51:59	承知いたしました。
0:52:06	はい、ヨシムラのほうは以上です。
0:52:11	はい。規制庁アリタです。続いて私の方から追加の事実確認を進めていきますと、一つ目、今日の資料の
0:52:22	2020-2 番の資料の 11 ページの回答で、
0:52:28	07-19-4 の更問ってやつなんですけどこれ見ると中庄欠乏と組み合わせて構造になってるって話で、図面大詰めの方も確かに焼結ポート型多段積みされているのは読み取れるんですが、
0:52:43	これ最上段には何か蓋があってそれでちゃんとフィルタ言葉内容になってるんでしょうかっていうと、あとこれ爆風ところ積み上げた焼結ポートそのものが崩れるということが想定されないのでしょうか。
0:53:01	これこれちょっと後日コメント回答お願いします。
0:53:10	続いてなんですか。同じくH2102 のハイフンには 19 ページ。
0:53:17	これは 0719-7 のさがトイレ。
0:53:24	フォンます取り出し用機器からF保管容器F型に移すときの提示をについての追加なんですけど、まず一つ目として、ここプラスチックプロのうち部こそ戸袋って袋が 2 回出てくると思うんですけどこの口はどのように占めるのかなど。
0:53:42	ちゃんとこの袋だけでも、その一定の密閉性があるような日々型が走るということを説明するようお願いします。
0:53:50	二つ目なんですけど、
0:53:54	この移し替える作業なんですけどこれ例えば囲い式フードの中で、プラスチック向こうの外海これ目視も閉めるとか、或いは囲い式フードの中で粉末追い出し沖から
0:54:08	保管容器に戻すことはできないんでしょうか。つまり風土組織を囲い式フードの中でやっしまえば袋と設備で十分な閉じ込め加工できるんじゃないかという視点でございます。
0:54:23	もしこれが何か大きさとかそういったところできないのであれば、一時的でプラスチックこの位置 1 枚だけになってしまうので、それでも自分の閉じ込め機能があるということを説明するように、具体的には袋の強度とか、
0:54:39	袋の口の密閉方法とか、そういったものを含めて具体的に説明するようお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:51	訓練でございます。とこまで回答全部ではないですけど、一部回答させていただきたいと思いますが、はいはいまだ内部黒の密封の方はですね、ちょっと何といいますかね、ゴムというか
0:55:07	だから4時って閉じるようなもので、密閉ふたのほうを見て完全に閉じるという形で外には漏れないような形で密封する形になります。もうちょっと正確には斜面のほうで回答させていただきたいと思います。2点目のフードの中で戸袋のほうまで密封できないかということなんですけれども、
0:55:26	これはちょっと今ここで即答できないんですけれども、ちょっと可能性とかできるできないについては検討した上で改めて御回答させていただきたいと思います。
0:55:36	最後のフードの中で俯瞰に移動できないかということに使う関しましてはちょっと大きさとか容量の観点で、中で打つことができないので外で打つところについては、現状の通りということになります。で強度等で三つ方法については、今一部申し上げましたけれども、その辺のところについても、
0:55:55	もうちょっと情報を追加した形で回答させていただきたいと思います。以上です。
0:56:00	はい。これ食べると言いますと、お願いします。
0:56:05	閉と。
0:56:09	続き、続きなんですけど、同じくH2102の2番、これの51ページの
0:56:19	補足資料06170億円の配布についてやすい案ですが、ここに外部衝撃現在するフェイルセーフ機能というのがちょっとこれ具体的なにおいてわかんないのでちょっとこれも、
0:56:33	コマタ分が地震とか竜巻とかで何か機能が壊れても、フェイルセーフによって安全が移動するみたいなそういう話だと思うんですけど、ちょっと具体的にもう少し書いてくれるようお願いいたします。
0:56:50	原子燃料工業上村でございます。1点ちょっと補足させていただきます。感震計のはフェールセーフ機能等書いてございますけれども、こちらの感震計と緊急遮断弁が連動するという格好になってございます。こちらの系統ずっと等々ですね見ていただくと、ご理解はできるかと思っておりますけれども、
0:57:08	緊急遮断弁へ自体はですね通常時、通電していない状態でいわゆるの丸でしまっている状態がつう詰めとなっていますので、今回は関係系の信号を受けて返信するっていうところはあるんですけども、
0:57:25	基本的には監視結果の信号を
0:57:28	ですから回指令を受けてですね、通常弁があいているような状態になっています。感震計かですね検知したときに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:36	医師会信号が遮断されることで、緊急遮断弁が自動的にももつとあったスプリングバックっていう構造ですけれども、弁が自動的に自分の力でしまったと。そういったことをフェールセーフというところで、
0:57:52	行っております。すなわち感震計自体に何か損傷なり以上なりがあった場合です。緊急遮断弁が自動的に閉止するというような構造というところのフェールセーフといった表現とさせていただきます。以上です。
0:58:08	アリタです。ダムも改定については理解いたしましたので、これも改めて書面の方で、
0:58:16	回答を求めようお願いします。
0:58:21	続きまして、
0:58:27	1-21026 番の資料、
0:58:31	ですね、これのファン版 3 ページ、0 なり地形十八番の皿についての更問になるんですが、ここの説明で局所排気系との接続は混合機以外の後期の反映するために接続されほどっております。
0:58:47	ですがこれ混合機ってというのが、ウラン粉末をまぜるものですので、反映するためにお家繋がっていると、局所排気系統のほうにウラン粉末どうぞ。
0:58:58	流れていくことになるのかなともそうであれば当然この共用排気
0:59:04	いつのこともとじ込み機能に仮なのかと思うんですが、この辺はどういう整理なのか、説明をお願いします。
0:59:13	原燃工の小野でございます。
0:59:15	おっしゃる通り実際に粉末を扱う混合器の内部とつないでおりますのでそちらの方面にですね粉末がいくという可能性もないとは言えないものでございます。ですので、その曲範囲の系統のほうにはフィルターと設置しておりますので、こちらのほうで通常の境界と同じような措置をとっております。
0:59:33	ただこのこの境界をつなげるという行為そのものは排熱のためでとじ込み機能のため、要はあの中を負圧に行くためという名速度とか、そういう観点でつけているものではないという事で安全機能ではないという整理をしております。ただし今先ほど申しました通り粉末が、
0:59:50	行く可能性はゼロとは言えませんので、フィルター等を通じて担保しているという状況でございます。以上です。
0:59:58	うん。
1:00:00	規制庁あり取り数字も説明法理声としますと、
1:00:07	通常の
1:00:10	はい。掘りたる数字は続きまして 121026 は、4 ページなんですけどここに
1:00:19	遠いと費 0719-32 と 33 年度からというようなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:26	今回いただき説明によると、結局保護。
1:00:30	系統 2 の配管は一部なんか第二次ペレット視点に繋がってそこから臭気対策並びに公共引いてるって話なんですけど、企業こういう話って現状もらっている申請書の系統図から読み取れません。
1:00:46	芸
1:00:51	もうこのほかにも今日今今日の回答で説明にある系統時系統にあと各部屋についてはその説明があるんですけど、
1:01:02	ちゃんと繋がってるところ正確に系統図のほうで書いてもらえないと
1:01:07	インターロックの考え方が正しいのかというのをちょっと読み取れないので、今日の回答はちゃんときちっと使う読み取れるように補正のほうで修正をお願いします。
1:01:21	鶏舎旅行業上村でございます。承知いたしました系統図のほうですね適切に反映します。以上です。
1:01:29	規制庁歩いたりする続きますけど、
1:01:34	誘致に事前に 6 番の 4 ページ、それ 5 ページですね。
1:01:39	5 ページ、0719-39 万の更問これ休みファンの設置の
1:01:45	設置場所の話で、
1:01:49	経営の課題に今後する南側って話だとあると思うんですけどこれって今申請書についている配置図を見ると第 2 日放出っていう部屋じゃないかというふうに見えます。あと
1:02:05	部屋数に不安の使用表 1625 ページなんですけどその地区設置室戸ちゃんと第 2 にちょうどいいとこあって、これを売ると中第 2 貯蔵室にあるということで記載が整合されてるように見えます。
1:02:20	いずれでしょうちょっとその各室の境界がちょっと申請書の内容だとはっきりしないというのがあるので、それを明確にした上で、使用分設置場所とも整合するように、補正をお願いします。
1:02:36	原子燃料工業の金山でございます。ただいまのコメント、各部屋の協会名架空にするようにということですので明確な境界を明確にした上で補正申請書に反映させていただきたいと思います。
1:02:53	ちなみにですがちょっとわかりいいにくかったのですが第 2-2、今後室と当該除いてですね、大変にのに今後室とキャプションありまして、そこから壁を挟んで南側に
1:03:08	以降、休みはあ示しております。このうちの左の
1:03:14	部分がですね、第 2 粉末経理室のものとなります。
1:03:22	それではですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:24	もうちょっと南のほうに盛大に困った経営者と誘客社あるんですがそこも含めて、2 台のうち左側第 2 粉末傾斜の部分になりまして、その右側の部分につきましてはこの 2-2 貯蔵室の
1:03:40	井口のほうを監視している明日 2%となります
1:03:45	従ってですね商標とは整合しては、
1:03:48	いるんですが協会が明確ではなかったというところで補正で申請させて対応させていただきたいと思います。以上です。
1:03:59	はい。折鶴するよろしく申し上げます。続きまして、121026 番の主要な 6 ページ。
1:04:07	という番号で不等 0719-51 番の更間で
1:04:15	ほんのという見ると、
1:04:19	ナガイ一般高圧ガス保安帰属関係例示求人に基づき設置する規則であり、
1:04:25	不燃難燃を要求しないというふうな回答があるんですが、他方で技術基準規則のほうを見ると、技術基準の誘致を 3 個見てもらえばいいと思うんですけど、安全機能を有する施設であって、火災爆発による損傷を受ける恐れがあるものは、
1:04:43	可能な限り不燃難燃にするという規定がございます。
1:04:49	日本瓦斯法案規則
1:04:52	一般高圧ガス保安規則に基づくものだからという意味ではなくてあくまでうちの審査としては安全機能基づいておりますので、こういった観点から問題になった関連するの建築警報ば
1:05:08	不燃難燃にするべき材料が該当しないのかというのを説明するようお願いいたします。
1:05:18	原子燃料工業刈羽村でございます。こちらの御指摘の点でございますけれども、基本的にはですねガス漏えい検知器そのものは先ほどの法令に従って設置するというところで、なかなかその機器自体を選べないという制限がございます。
1:05:35	あくまで今回技術基準営農ところで抱えている要求としましては可能な限りというところで、これは規定の自動火災報知機とかもそうになりますけれども、なかなか
1:05:48	まあ難燃不燃ってところがまた整理できないというところのところもございますのでその可能な限りというところで、今回はこの漏えい検知器そのものの本体については名面してf. 指定ってというのが直交しないと。
1:06:04	というような整理をしております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:10	すみません、規制庁アリタですけどちなみにこれ何かメーカーの仕様表とかから材料民1人っていうのを、
1:06:19	できないんでしょうか。
1:06:22	原燃工上村でございます。メーカーのほうをもですねちょっと今仕様等カタログシヨウまああの確認してございますけれども明確にちょっと素材が書かれていないというところでございます。
1:06:40	推進をした。
1:06:42	それでは、
1:07:23	温度計が違う。
1:07:30	ベント
1:07:37	原子燃料工業上村でございます。ちょっと1点補足させていただきます。今回ですね可燃性ガス漏えい検知器そのものへ自体は残念ながら船をちょっとお約束できるものでありませんけれども、基本的なこの漏えい検知器の機能としてですね。
1:07:55	火災による損傷というところを考慮してですねフェールセーフの
1:08:01	機能を持たせております。具体的にはますれ検知器の信号先ほどちょっと感震計でも御説明した通りの仕組みでございまして、
1:08:13	ガス漏えい検知器の信号が待たれた場合っていうのは信号が安全側の作動するような回路を組んでおりますので、基本的には複列火災がですね爆発等による損傷によってですね。
1:08:28	焼結炉そのものの安全機能の焼結炉じゃないか結論も含めてですね、安全機能が損なわれることはないというところは確保してございます。以上です。
1:08:40	へえ。
1:08:41	規制庁割とある数字はもう今の話。
1:08:45	当初面のほうでも回答お願いします。
1:08:51	規制庁側ですけども、
1:08:54	まず最大限調べてください。
1:08:57	カタログ調べて見つからないっていうんじゃなくて、最大限調査をした上で回答してください。
1:09:06	我々の成功事例のほうは確認しますけれども、本社の中で、現時点で見つからないっていうのは、調査不足だというふうに認識してますので、きちんと調べてください。
1:09:24	実際の合意を上村でございます。承知いたしました。
1:09:32	9条アリタです。それでは続いてですが、
1:09:38	時にイチゼロ26番、7ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:42	071-61 番遠いんですが、これ。
1:09:49	これ以上説明が書いてはいるんですけど、これ全般の
1:09:55	病院に圧力公開方向なコードであることからとかっていうもんだけどこれ主語は何か回答だ加熱炉は、ここは多分床面になってるんですけどこれ連続焼結炉ほど行ってるってことでよろしいんですね。
1:10:11	原子燃料工業上村でございます。ご指摘の通りでございます。家へ連続連続焼結炉の御説明でございます。はい、わかりました。
1:10:23	窮状改めてですけどじゃ次私の方からそういうものなんですが、同じく1日6-26番の資料の42ページで補足説明資料として、0719-93であると思うんですけどそれはオサートいえ
1:10:43	要はこの技術基準規則15条の該当性の説明で、本施設にウランまたはグラウンド化合物を含む液体状の部署内包する容器はないって言ってるんですが、これ例えば検査公益タンクとか一部の設備についてはウラン粉末を含む領域を、
1:11:01	内包しているんで生きるこの説明が不十分だと思います。いずれにせよそのウラン粉末を含んでいても、
1:11:10	大きさとかそういったものから条件から外れるんだと思うんですけどもその辺をちゃんと説明するように、正確に記載してください。
1:11:21	原子燃料工業の柿崎でございます。
1:11:28	今までのご質問ありました検索引いタンクでございますけれども、
1:11:34	高高検査区域タンクのところではですね
1:11:38	ウランがですね溶液ではなくてですね。ええと。
1:11:43	検索くず、粉末のプランニ酸化ウランになってございまして、当液体状という、
1:11:53	協議とかですねあと或いはそういった形の液体のものではないと。
1:11:58	いうことで今回ですね該当しないというふうに
1:12:05	判断をして帳合したものでございます。この旨がですねちょっとここ今回の補足説明資料のところをちょっと記載検索駅の対する説明はですねちょっと不十分でしたので、こちらのほうを追記した上で、
1:12:22	精鋭の方、ドイツのようですね補正の箇所ございますので、そこに反映したいと思います。
1:12:31	以上です。
1:12:37	すいません。規制庁おり等ですけど、これ。
1:12:42	規則上はあくまでもグララン水溶液とかって受けてるか溶けてないかという話ではなく、あくまで含む液体状の物質って言ってるんで、水の中にも特別にこのほう戻ってるような状態も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:57	この条文に当てはまる情報上読めるんで。
1:13:02	説明としてはやっぱり生きた以上の
1:13:10	ウラン化合物含む液体状の物質ではあるんですがその他の条件に当てはまらないので、有効 10 年を超えて欲しいなっていうそういう説明になると思うんですけど。
1:13:19	いかがでしょうか。
1:13:23	原子燃料工業の価格でございます。少々お待ちください。
1:13:37	原子燃料工業の柿崎でございます。ちょっとこちらのほうですね社内で検討した上で、書面見て回答或いは補正停滞対応させていただきます。以上です。
1:13:49	おりたりするよろしく申し上げます。私から以上です。
1:13:59	うん。
1:14:03	その説明を続けてもらうとか、規制庁ウツミです。私の課長 2 点ほど説明確認したいと思います。まず 1 点目。
1:14:13	大脳年明け記載ぶりの話なんだけど、
1:14:17	資料の利益にイチゼロ冬場の資料の 26IVと三越ビジョン、
1:14:25	19-138。
1:14:28	回答に対する更問という
1:14:32	今回、回答の中だと。
1:14:34	本番の添付資料の別添の記載があって、アベ法定マキノ社と
1:14:42	実際は許可の基本方針と本文の重要度分類に沿ったものであって、変更許可の変更該当しないという記載で書いてるんですけども。
1:14:51	ちょっとここで左のコメント回答内容になるというものでないようになっている機器の中でですね、制御盤投函信金についても本文のどこから読めるのかちょっとわからないですね、いまいちわからないっていう状態なので、
1:15:07	これ一応別添で今一応これ
1:15:11	ここの質疑で一類にしますと書いているので、これ誤記ですということで規定するならばですね一応説明中で、それぞれについて、本文の中で、本文のどこどこで降灰たので、2 類なんですとかという 8 具体的に場所が特定できるように、詳細に回答排気いただきたいと。
1:15:32	思っております、例えば回答の中で、緊急遮断弁は一度リスト化につきまこの緊急遮断弁はそもそも許可の中で見切れないので、ちょっと西のほうの緊急遮断弁の一類ですっていう会計しまってるものがいろいろあるけど、づらくてどういう理由なんですかっていうところを、
1:15:52	しっかりと明確にして回答なかった帰りいただきたいと思ってるんですけども、今まででしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:32	すみません原燃工のところですか。ただいまのご質問なんですけれども、まずあのときに簡単な監視系なんですけれども、乾式については、一類で設計するということとしてございまして、今回の申請書の中でもプリント仕様書を戻して一類で設計してございます。
1:16:48	建築と制御盤のほうでございましてけれども、まず検知器に関しましては回答の通り、静聴本文のほうで見ると書いてございますので、許可から変更はないという整理をしてございます。成分に関しましては、ここで明確にはほかの本部に明確なんですけれども、正規版は検知器の附带機器
1:17:08	回答しますので、建築についてやっぱり訓練に特化行けるということで、正規版についてもそれとあわせ2というふうな理解をしてございますので、こちらについても許可から変更なく見ると設計をするということで整理をしているというところでございます。以上です。
1:17:25	ウツミです、
1:17:27	説明はまずナカジマしたのでやそこら辺も回答のほうで具体的に明確にわかるように、詳細にですね、今後記載していただきたいと一応許可の決定の家族会てしまっているの、そこをしないと。
1:17:42	時実際は本文で後段ですよってことをしっかりとわかるように記載していただきたいと思います。
1:17:48	そこだけでしょうか。
1:17:52	原燃工のでございます承知いたしました。よろしくお願ひしますだともう1個すいません私がこれ最後なんですけれども、同じ資料、
1:18:01	もう
1:18:02	22 ページの 0719 一応 7 の回答に関してなんですけど。
1:18:09	これ
1:18:11	今回の回答だと。
1:18:14	こちらの触れ合う機会質問でブレースも
1:18:20	被ばくする可能性がないと示すサポート形申し上げるけど、回答では、
1:18:25	最大
1:18:28	現整備がこの資料に示す値であることから託さ生じないというところの対等最初示されてるんですけども、ここの座屈は生じないというところまで至った経緯といった計算そこら辺そのDFの応力評価の
1:18:46	内容は記述のところを増すかで説明していただきたいと思ってまして具体的には
1:18:52	許容応力の値を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:55	実際どうやっている系統もとめることは全く登録とか考慮しているんですかとか、それから
1:19:02	最大の検定機を導くときにどういうモデルを境界条件やってるんですか、まずそれに、そのモデルで計算するときどういう保守性を持たせるんですかっていうところをちょっと資料のほうですねよりクサマ詳細具体で示していただいて、
1:19:18	説明いただければと思ってるんですけどもこの点大丈夫でしょうか。
1:19:23	年目高濃度でございます。保育指摘の点は承知いたしましたの回答のほうで詳細説明させていただきます。ちょっと背景だけ若干遅くいたしますと、こちらの方申請者のほうでも、耐震計算の基本方針書のほうで、
1:19:38	国土交通省告示の 1024 号特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件というところにですね、座屈の形状用地の計算方法というところが規定されてございまして、そちらの方に従って設計の方向になってございます。
1:19:54	現在の第 5 次とかも大体 4 時もそうなんですけれども、この辺りの記載かなり簡略化されているんですけれども、途中で耐震計算書の簡略化の流れの中でそうなってございます。第 1 の設工認のところにここはこういったところの計算式等も記載してございますので、もしあれでしたら参考になるところがあるかと思いますが、いずれにしてもコメント回答のほうで、
1:20:14	教育がどうなってるかというところについて、書面の方で回答させていただきます。以上です。
1:20:19	廃棄物水よろしく申し上げます。私から以上です。
1:20:23	どうぞ。
1:20:24	規制庁から特に確認事項はない。
1:20:29	ないんですね、とりあえずこちらから規制庁側からの確認は以上ですけれども、事業者からございますでしょうか。
1:20:46	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
1:21:03	お待たせしております原子燃料工業でございます。事業者側からも特に質問等ございません。
1:21:10	規制庁ウツミです了解しましたではこれもちまして本日の面談のほうを終了したいと思います。ありがとうございました。
1:21:17	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。